

税務課からのお知らせ

◆所得税及び復興特別所得税の確定申告相談、町・道民税の申告受付について

1 所得税及び復興特別所得税の還付申告の相談

- 申告相談の開始 平成30年1月16日(火)から
- 申告相談の場所 日高町役場税務課・日高総合支所地域住民課
- 還付申告の対象者
 - ・住宅借入金等特別控除、医療費控除などの対象となり、源泉徴収された所得税等の還付を受ける方
 - ・給与所得者、年金所得者などで所得税等の還付を受ける方

2 所得税及び復興特別所得税の確定申告相談、町・道民税の申告受付の日程

- 相談・受付の期間
平成30年2月16日(金)から3月15日(木)まで(土曜・日曜を除く)
※役場で行う申告相談の具体的な会場、時間などにつきましては、次号でお知らせいたします。
※苫小牧税務署が開設する申告会場につきましては、次ページの「苫小牧税務署からのお知らせ」をご覧ください。

3 申告の注意事項

- ①町・道民税の申告について
町・道民税は町と道に納めていただく税金です。1月1日現在で日高町に住んでいる方は、原則として3月15日までに町・道民税の申告が必要です。ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。
 - ・「所得税等の確定申告」を行った方
 - ・職場で年末調整をされた給与収入のみの方
- ②扶養控除について
扶養控除の対象となる扶養親族は、納税者と生計を一にしていることが要件となります。同一世帯でない場合は、世帯の状況や仕送り状況を確認する場合があります。
- ③国民年金・国民年金基金・社会保険料の控除を受ける場合
保険料などの支払証明書や控除証明書の添付が必要です。
- ④申告書の控えについて
確定申告の際に作成される「申告書の控え」は、税務署の受付印が押印されていないと所得の証明書類として認められません。確定申告書に税務署の受付印が必要な場合は、税務署から返送するための返信用封筒と切手が必要となりますので、ご用意のうえ申告相談の際にご持参ください。

4 未申告の場合

申告の必要な方が申告をしなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、高額療養費の自己負担限度額が高くなる、国民年金の免除申請ができない、といった不利益が生じる場合があります。また、公営住宅や保育所の申し込み、奨学金や銀行の融資の申請などに所得証明書などが必要となる場合がありますが、申告をしなければ交付することができません。

5 公的年金などを受給されているみなさまへ

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要がありません。

ただし、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、次に該当する方は町・道民税の申告が必要な場合があります。

- ・「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合

◆給与支払報告書の提出について（各事業所のみなさまへ）

平成30年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに総括表を添えて提出してください。提出期限は平成30年1月31日までとなっておりますが、お早めの提出をお願いいたします。

なお、給与支払報告書にかかる提出は、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用ください。

◆固定資産税（償却資産）の申告について

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、申告していただくこととなります。

なお、償却資産にかかる申告及び申請・届け出の手続きは、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用ください。

○申告期間 平成30年1月9日（火）～1月31日（水）

- 提出書類
- ①償却資産申告書
 - ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
 - ③種類別明細書（減少資産用）

※平成29年中に設立された企業などは①と②を提出してください。

〈提出・お問い合わせ先〉

- ・日高町役場 税務課 課税グループ 電話 01456-2-6184
- ・日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ 電話 01457-6-2001

苫小牧税務署からのお知らせ

☆確定申告会場開設期間等のお知らせ☆

次のとおり確定申告会場を開設します。

申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。

なお、会場の混雑状況により受付を早めに締め切ることがあります。

また、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

確定申告会場	苫小牧市労働福祉センター（苫小牧市末広町1丁目15番7号）
開設期間	平成30年2月16日（金）から3月15日（木）まで （ただし、土・日曜日を除く）
受付時間	平日：午前9時から午後4時まで

2月15日（木）以前は、確定申告会場を開設しておりません。確定申告のご相談は、申告会場を開設する2月16日（金）以降にお越しください。

また、申告に関するご質問や必要な書類のご確認などは、お電話でも問い合わせることができます。

☆医療費控除の提出書類が簡略化されます☆

平成29年分の確定申告から、書面で確定申告書を提出する場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

「医療費控除の明細書」には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、医療費控除の明細書や確定申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

〈お問い合わせ先〉

苫小牧税務署 電話（代表）0144-32-3165（自動音声でご案内いたします）